

# タイの政治(一)

——その歴史的背景と機構と実態——

奥原忠弘

## 一 歴史的背景

- (1) 絶対主義王制下のタイ
- (2) 一九三二年革命とその後
- (3) 戦後のタイ(以上本号)

## 二 機構と実態

- (1) 政治機構
  - (2) その実態
- むすび

タイは、第二次大戦後に独立した国家の多い東南アジアにおいて、古くから独立を保持してきた王国である。

第一次大戦前のヨーロッパ帝国主義時代においては、東からフランス、西と南からイギリスという強国の挾撃を受け、第二次大戦に至る数年間においては、台頭を続けたわが国とイギリスとの間の脅威を受ける状態に置かれた。一度はバンコックも、フランスによって占領されるといふ危機に遭遇したが、最小限の犠牲でその危難を乗り越えることができた。第二次大戦では、わが国に協力し、米英に宣戦を布告し、敗戦国側に立つ事態に至ったが、米国の支援の下には、はやくも一九四六年十二月には国連への加入を認められて国際社会に復帰し、今日、国連中心主義と反共を外交の基本方針とするアジアにおける最も親米的な国家となっている。西欧列強の植民地政策に対して、よく独立を守り得た理由は何か。今日の強い対米協

調の姿勢は、如何なる事情に基づくものであるか。

また、タイは、一九三二年の立憲革命の結果、はじめて憲法を制定して以来、七つの成文憲法を持った国家であり、その変転は、まことにめまぐるしい。かかる頻繁な憲法の改廃は、何に起因するものであり、これらの憲法の採った政治機構とその実態は如何なるものであったか。

本稿は、これらの問題を念頭に置きつつ、タイ政治の歴史的背景ならびに諸憲法の採った機構と実態に関しての概略的な考察を試みんとするものである。

## 一 歴史的背景

### (一) 絶対主義王制下のタイ

#### (1) 現王朝の成立

タイ族は、元のクビライカンに追われ、一三世紀頃雲南辺境地区から南下して、タイ国、ラオス国を建てた。タイ<sup>(1)</sup>国は、メナム河中流域のスコートタイ (Sukhothai) に建てられ (スコートタイ王朝、一二三八年頃)、第三代国王ラームカムヘン (Ramkhamheng) の時には、その支配権はマライ半島にまで及んだ。なお、この時代にタイ語のアルファベットが発明され、石板にタイの歴史が記録された。一四世紀に入り、外敵の侵入によってスコートタイ王朝は急激に衰微し、代って中部タイのパン地方の土侯プラ・チャオ・ウートーンが、プラ・ラーマー・ティボディー (Phra Rama Thibodi) と号し、メナム河の下流域アユタヤ (Ayutthya) を中心にアユタヤ朝を興した。スコートタイ王朝は併合され、第六代王をもって終りを告げた。一五世紀までにアユタヤは北はチェンマイ (Chiangmai) から南はいくつかのマラヤ諸州に至るまで、多数の国々をその配下に置き、大きな版図をもった。隣国といくたびか戦争を行なったが、主たる敵

国はビルマであった。一七六七年、ビルマ軍の攻撃を受け、同朝は三代王をもって滅亡するが、ビルマ主力軍の撤退後、勇将ブラヤー・タクシン (Phya Taksin) は残存兵力を結集してビルマ軍を破り、僅か六ヶ月で独立を回復した。タクシンに代った部将チャオ・プラヤー・チャクリー (Chao Phya Chakri) は、一七八二年、ラーマ一世ブラプッタ・ヨートファー・チュラローク (Phra Puta Yot Fa Chulalok) と称し、バンコックを都としてチャクリー朝を開いた。これが現王朝の興りである。

## (2) 諸列強の進出とタイの姿勢

一六世紀から、ポルトガル、スペイン、オランダ、フランス、イギリス等の諸国が武器と宗教を携えてあいついで進出してきた。特に、イギリスはビルマ、マライ半島に、フランスはインドシナに進出し、タイはその挾撃を受けたが、一八九六年、一九〇四年、英仏間に、タイを英領ビルマと仏領インドシナの間地帯と認めさせる協約を成立させて、植民地化を免れた。タイがこの時点において、ヨーロッパの帝国主義的挑戦に適切に対処し、王国の独立を保持し得たのは、三人の国王——ラーマ四世 (一八五一—一六八)、ラーマ五世 (一八六八—一九一〇)、ラーマ六世 (一九〇一—二五) ——のすぐれた識見によるものであった。登位前、仏僧としてヨーロッパの諸言語、科学の研究に従事していたラーマ四世は、西欧の膨張の意味するところをつかみ、列強を排除することは不可能であるとの結論に達し、西欧列強により限定された世界に、交渉と協定をもって進んで適応していくというコースを選んだ。彼はヨーロッパ諸国との貿易に門戸を開き、自由貿易の原則を確立し、外国教育を導入するなど、タイの支配階級の顔を西に向けさせることに努めた。ラーマ五世の治世中、タイはヨーロッパ帝国主義による最も危険な時期を通り抜けた。国王は嚴

しい譲歩を余儀なくされたのであり、領土をめぐる英、仏、タイの一連の外交劇が展開されたのである。この時期におけるタイの最大の危機は、フランスに反抗してバンコックを封鎖された一八九三年であった。さきにカンボディアの一部を侵奪されたタイは、この結果ルアン・ブラバンの一部を割譲しメコン河兩岸二五キロ以内およびその他の非武装地帯設置等の屈辱的な条約を締結せしめられた。インド帝国、マレイ帝国の保護のために、タイ特に地峽が、敵対的なヨーロッパ列強の手中におちることを防ぐ必要のあった英国は、かかるフランス勢力の増大を抑えるべく、以後数年間にわたるフランスとの協商に入った。このような抗争のクライマックスは、一八九六年の英仏協約であった。この協約は、メナウ河を境界として以東および以西をそれぞれ英仏の勢力下に置き、互いにタイ国の独立を保障することとしたものである。なお、当時タイは各国の治外法権下にあり、治外法権撤廃の代償として、フランスは一九〇二年に現在の東部国境外の地を手中に収め、イギリスも二年後に現在の南部国境外の地を獲得した。交渉と部分的譲歩の外交政策では時代に対応できなくなり、国内改革が要求された。ラーマ五世は、政治刷新に努めたが、その特徴は①王位から神秘性を取り除き、国王が行政の首長となること、②中央政府を強化し、機能の向上を目指して行政を再編成すること、③法制改革、伏拝 (Prostration) の廃止等に行なわれており、憲法による王権の制限に至る道を開いた。奴隸制の廃止も一九〇五年に行なわれた。ラーマ六世、ラーマ七世 (一九二五―三五) は、ラーマ五世の諸改革案を受継ぎ遂行した。

事実上、ヨーロッパの膨張を終らせた第一次世界大戦は、タイにとって、世界に、その存在を誇示する好機となった。タイは連合国側に与して、分遣隊、飛行隊をフランスに送った。この事実が、ヴェルサイユ講和会議におけるタイ代表にとって有利な行動基盤となり、諸折衝により、列強 (英、仏、独、デンマーク、オランダ、ポルトガル、スウェー

デン、スペイン）との間に新たな条約を締結しうることとなった。新条約によりタイは裁判上および財政上のほぼ完全な自主権を回復した。

ラーマ七世は、個人としては進歩的であり、議会政治の採用を望み、諸外国の憲法を研究して憲法の制定まで考えていたが、身体虚弱なため、政治の実際は五名の王族から成る最高顧問会議に委ねられた。これが王族の政治上の力を増大させ専制を招き、少壮文武官の反感がたかまった。また、大戦後の不況はタイにも波及し、国民生活は不安な状態に陥っていった。

(1) シヤム(褐色という意)とも呼ばれた——一九三九年五月シヤムからタイ(自由という意)に改め、更に一九四四年にシヤム、一九四九年五月にタイと改称した。

## (二) 一九三二年革命とその後

### (1) 革命とその要因

一九三二年六月二四日未明、中級文武官の一団がクーデターを起し、クーデター派の指揮下にある軍隊がバンコック市の要所、高級官庁を押えた。立憲君主制が宣せられ、国王は臨時憲法を承認した。人民党と呼ばれたクーデター派は、臨時議會を組織した。かかる状況の中で政府がつくられ、恒久的憲法が制定されることとなった。

このクーデターの要因としては、①西欧からの民主主義思想の流入とラーマ七世の内気な性格に起因する王制の心的支配力の減少、②官吏中に、専門職に携わる知識層が生れ、これらの者が王族の権力独占に反感を抱いていたこと、③ラーマ六世時代の奢侈と進展しつつあった世界恐慌に因る財政上の窮乏、等が挙げられよう。社会が未成熟で

あった数世紀間は、絶対主義は機能し得たが、国際的通商時代の開始と同時に絶対主義はその存続を許されなくなってきたのであり、合理的に組織された技術的、専門的な国家機構の発展とともに、官僚機構における国王の統制力は失われてしまったのである。

## (2) 革命後の政情

クーデター推進者達の間には、いくつかの集団があったが——それらは、以後離合聚散を繰返し、政治の舞台で抗争を展開しつづけるのであるが——初期の主要な分派としては、プレイヤー・パホン (Phya Phahon Phonphayhasena) 陸軍大佐を中心とする少壮武官グループとルアン・ブラディット (Luang Pradit Manudharm) 後にプリディーと改称) を指導者の一人とする少壮文官グループが挙げられる。

一九三二年以後のタイの政情は派閥的内部抗争時代といえることができるものであった。政権担当者、政権獲得方法について意見のまとまりがつかなかったのである。立憲政治開始の最初の五ヵ月間は、多くの重要事件に満ちており、政権は弱体化の道を辿った。その一つはプリディ・パノムヨン (Pridi Phanomyong) の一九三三年経済計画という有名な事件であった。人民党は政権を掌握した時点で六点にわたる計画をもちこんだ宣言を発表していたが、特に第三項目(「経済計画によって、すべての人に経済的福祉・仕事を」)に基づいて、プリディーが人民代表議会に提出した経済計画案(宅地を除く全領土、産業、資本、労働のすべてを国有化し、大衆を政府雇傭者とし、一定の俸給を与えんとする内容をもつ)は、強力な反対に遭遇し、彼は急進派のレッテルを貼られるにいたった。人民党内部に、プリディーを支持する革新的文治派とより保守的な武官グループとの間に、はげしい不和が生じた。かかる中で、マノーパコーン (Phya Mano-

pakorn Nitihada) 首相は、議会を閉鎖し、命令による支配を断行した。一九三三年四月二日反共法が公布され、プリディは海外旅行の名目で国外に出ることを余儀なくされた。同年六月二〇日、プラヤー・パホンとルアン・ピブーン・ソングラーム (Luang Phibum Songkhram) を中心とする陸海軍の指導的グループは、政府を倒し、政権を掌握し、プリディを召還して協力せしめた。パホン政府は、プリディの改革案を漸進的なものに変え、それを推進したのである。

### (3) 太平洋戦争とその影響

国際関係において、タイの完全自治は、全列強と新条約を交渉した一九三五年には、終局的に達成された。しかし、世界情勢の推移とともに、タイは、日米英間の東アジアにおける宿命的な闘争に巻き込まれ、新たな問題に直面することとなった。国際政治情勢の動向に巧妙に適応しつつ独立を保持するという外交方針は変らなかったが、問題は新しくなった。

国際緊張が激化する機関に、ピブーン・ソングラームが重要人物としての地位を占めるに至った。ピブーンは、一九三二年のクーデターの推進者の一人であるが、三四年に国防相になって軍備の充実に努め、三八年には首相の地位に就いた。

一九三八年から一九四三年までの最初のピブーン内閣時代に、従来の中庸的国家主義は極端な国家主義へと変っていった。すでに日中戦争の始まる数年前において、華僑を犠牲にしたり、インドシナにおいて仏人を犠牲にするなどの排外主義的行動がとられていた。

極東において、切迫しつつあった戦争が、中国から更に南方への日本の利害の拡大とともに、タイにも直接の影響を及ぼしはじめた。タイとわが国との従来の関係は友好的であった。

タイは日本軍の進出の速さと力強さに驚愕した。一九四一年一月八日未明、シャム湾の数地点に日本軍は予告なしに上陸し、バンコック駐在の日本大使をして、ビルマ、マラヤへの軍隊の通過を認めるか、戦争か、の選択を迫らしめた。情勢は複雑であった。協力か、独立に殉ずるか。抵抗の意欲もみられたが、軍事力も財力も戦うためには不十分であり、結局、日本から可能な限りの好条件を獲得し、ある程度の行動の自由を保持する道を求めざるを得なかった。日本軍は友好的同盟者としてタイに駐留することとなった。日本との間に友好協力条約が締結され、タイは一九四二年一月二五日に米英に宣戦を布告した。かかる状況においてタイ政府は、日本の助力の下にインドシナおよびマライの失地を回復し、東部シャン・ステートの領土を獲得した。しかし、ピブーンは日本への協力は、あくまでも日和見的なものであり、彼は、この戦争でいずれの側が敗れるか、敗れた方がタイの敵であると言っていたと伝えられる。

戦争は、人民党の結党目的である「統一性」に癒えることのない裂目（親日派と抗日派）を生ぜしめた。プリディーは、日本軍の進出を見るや、直ちに内閣を離れ、中国・米・英とつながる「自由タイ」を組織し、抗日地下活動の中心的人物となった。

#### (4) 太平洋戦争末期と戦後処理

日本の敗戦が明らかになってきた一九四四年に、ピブーンは首相の地位を去らねばならなかった。彼は連合国側に



とって受け入れがたい人物であるとともに、表裏のあるその二面的政策の故に日本の信頼も失っていたのであり、東南アジア経済の破綻からくる生活難により国内の人氣も失ってしまったのである。従って、プリディーは議會を通じてピブーン政権の転覆をはかることができた。ピブーンに対する不信任案が通り、代ってクオン・アパイウォン(Khuan Aphaiwong) が任命された。彼は陸軍少佐であり国内的には知られていたが、外交面にはタッチしたことがなく、全く未知の人物であった。

タイの当面の目標は、日本の敗戦に備えての対策の確立にあった。問題は、日本と同列の敗戦国として扱われぬようにするということであり、このためには「自由タイ」地下活動が役立つ効果的なものであった。プリディーはこの活動の中心人物であり、また、タイ国駐米公使セーニー (Seni Promoj) も、戦時中アメリカに残留し、「自由タイ」を指導するなど親米的行動をとっていた。従って、アメリカ合衆国の態度は、徐々に寛容な方向に向かっていった。一九四五年八月一六日にタイは、先に発した宣戦布告の無効宣言を行なったが、アメリカはこれを無条件で承認した。セーニーは急換、本国に首相就任のため召還され、戦後処理の交渉の任を帯びた。英、仏との平和交渉は、きわめて困難なものであったが、アメリカ政府の助力の下に、一九四六年一月に、戦前にタイにあった権益の返還、戦争によるイギリス側の損害補償、タイ余剰米の無償提供(その後有償となる)を主たる内容とする協定によって英国との関係を回復し(この協定は一九五四年一月に両国の合意によって廃棄された)、同年一月には、一九四一年に占拠した地域の返還を承認することにより、フランスとの友好関係を回復した。そして同年一二月一六日には、はやくもタイは国連への加盟を承認され、国際社会に復帰した。タイの戦後処理について、アメリカはきわめて同情的であり、英仏との折衝に調停の労を惜しまなかった。タイが、今日、アジアにおける最も親米的な国家として存在することの端緒は、こ

ここに求めることができるであろう。

### (三) 戦後のタイ

(1) プリディー政権の出現とその失脚

戦争は、人民党を粉砕してしまった。

戦後のタイの政治は、三つのグループ、すなわち①ピブーンに代表される軍人グループ、②プリディーを中心とする議会・文官グループ、③アパイウォンとセーニーを中心とする伝統主義的、王党的性格をもつグループ、の支配権をめぐっての闘争をその特徴とすることができる。

一九四六年の時点で、プリディーは、“自由タイ”運動の指導者としての実績と終戦時にタイを混乱から救った功績により、圧倒的な人気をかちとり、支配体制を固めたが、その直面した政治的条件は厳しいものであり、彼の立場は容易なものではなかった。議会、武官、文官は、戦時中の感情と将来に対する野心により、相争い、分裂状態にあり、経済状況も不安定であってインフレーションが進行していた。また、タイの主要輸出品である米も協定により英国に結びつけられていた。また、戦後の混乱は不当利得の機会を与え、政府部内に“黒い霧”が拡がっていた。対外的な問題としては、敗戦国としての処遇をようやくくにして免れ得たものの、隣国との関係の安定化、国連加盟の承認、国際社会におけるタイの名声の再確立等々の難問が控えていた。

一九四六年一月六日、総選挙が実施され、ここに初めて諸政党の活躍を見るに至った。二つのグループ、すなわち憲法戦線と協同党は協力して多数派を構成し、プリディーを支持した。反対派は、アパイウォンを党首とする民主党

に結集し、革新的経済政策のすべてに反対する意を表明した。プリディーの首相就任後の数ヶ月は新憲法の公布と上院議員の選挙に費やされた。五月九日に公布施行された新憲法は、民選議員のみから成る両院制を採ったのである（従来は、一院制で、その半数は政府任命の議員であった）。

一九四六年六月九日、若き国王アナンダ・マヒドゥン (Somdech Phra Chao Yu Hua Bnanda Mahidul) 八世の変死事件が発生し、事態は混乱した。反対派は、この変死を共和制の樹立を狙うプリディー派の暗殺であると喧伝した。君主制に対する信仰的感情は尚強力であり、この事件を契機としてプリディーに対する評価は一変し、その地位は脆弱なものとなった。更に閣僚に収賄事件が起り、労働争議や華僑の暴動も誘発され、社会は混乱状態に陥っていった。同年八月二四日、プリディー内閣は総辞職し、比較的保守的なルアン・タムロン・ナフサット (Luang Thamrong Navasawat) が内閣を組織した。事実上、プリディーが支配するタムロン内閣は、鋭意、経済の復興と民生の安定に努めたが、事態の改善は不可能であった。かかる政情不安の間において、ピブーン・ソングラームは、新たに結成されたタンマチパット党 (Thamathipat) に依って、政権への復帰を企図していた。

## (2) ピブーン政権の政権復帰とパオ・サリットの台頭

一九四七年秋、二人の高級将校を中心に軍の指揮官の広範囲にわたる陰謀が組織された。同年一月八日夜、一派は完全に権力を掌握して憲法を廃棄した。このクーデターにより、タイ政治における文官支配は終焉を告げ、以後、強力な軍人政治が根をおろしていくことになる。ピブーンは自己の過去の行動に対する諸外国の反感を考慮し、暫時の間、政治の前面に出ることを避けた。クーデター派は、クオン・アバイウォンをして暫定内閣をつくらしめた。翌

一九四八年一月選挙が行なわれたが、アパイウォン内閣は不安定な多数しか確保できなかった。しかし、選挙の洗礼を受けた同内閣は外国の承認を受け、国内の緊急な諸問題の解決に努めた。だが、ピブーン派軍部勢力にとって、同内閣は飽くまでも暫定的なものであり、同年四月六日、アパイウォンは拳銃に脅やかされて退き、ピブーン内閣が後を継いだ。成立したピブーン内閣は直ぐに諸外国の承認を受けることができた。それは当時の西欧諸国、とくにマラヤやインドシナにおける共産主義の浸透による危機に直面していた英、仏にとって、タイにおける強力な軍事政権の誕生は、むしろ望ましいことであったからである。

一九四八年から一九五一年末までの期間は、タイにとって不安定きわまりない時期であった。各派の画策が続いたのである。逃亡したプリディーの支持者達は政治に全く無縁な状態に放置されていた。アパイウォンの支持者達は力によって指導者が追出されたことに怒っていた。軍人グループもまとまっていなかった。海軍はクーデター派に賛同していなかったし、一般的にはピブーンおよび陸軍の連中に反感をもっていた。陸軍内部にも少壮武官達の古い将校連の台頭に対する反感があった。一九四八年一〇月、反クーデター派の指導者であった若干の将官が逮捕された。翌四九年二月、バンコックの真中でプリディーの復帰を支持する海兵隊によるものと伝えられている叛乱が起ったが、失敗に終り、追放がこれに続いた。将校、政治家が暗殺される事件が頻発した。一九五一年六月二九日、海軍の一部が旗艦アユティア号にピブーンを拉致して革命をはかったが、僅か三日間の戦闘の後、陸空軍によって鎮圧された。かかる不安定な状況の中で、パオ・シャイノン (Phao Sri-yanond) とサリット・タナラット (Srit Tanarat) とらう二人の将軍が台頭してきた。パオは警察の総官であり、サリットはバンコック陸軍の指令官であった。ピブーンはこの二人に挟まれてロボットに成り果てていったのである。

また、このような時期の中で、議会の状況も根本的な変化を蒙っている。一九四六年憲法は、クーデターの際に廃棄されて暫定憲法が施行され、新憲法起草の仕事が一九四八年末までに完成し、新しい形の国会が設立された。二院制の国会であり、下院議員は成年人者による普通選挙によって選出され、上院は国王による任命議員をもって構成されるものとなった。この上院に関する規定は、王権を政治から排除するという努力からの離脱であり、王権の再台頭の開始を示すように思われた。国会の選挙は、はじめて政府による直接の支配を免れる状態で行なわれ、結果として軍の指導者は国会の公選議員に依拠するという立場に迫込まれた。この憲法は一九四九年一月から一九五一年一月まで続いた。この間アパイウォンの民主党は両院において相当数の議席を占め、潜在的な威力をもった。また、プリデイーの帰国も噂さへのほり、反政府議員の動きが活発化してきていたのである。そして一九五一年後期にパオ・サリット連合が現われて後、軍はこれらの反政府勢力を打倒せんと動きはじめたのである。

### (3) 一九五一年革命とその後

一九五一年一月三〇日早朝、政府のラジオによるステートメントは、一九四九年憲法を廃棄し、半数が政府任命議員である一院制議會を定めた一九三二年憲法への復帰を宣言した。すなわち、陸海空三軍と警察による無血革命により、文治派反政府分子は議會および閣内から一掃され、続く政党結成の禁止と王族の政治関与の禁止の措置により、反政府勢力の活動は全く禁圧されてしまったのである。この革命の結果、第六次ピブーン内閣が成立したが、以降、中共の台頭による共産主義の脅威の増大という事実の下に「反共」が国内的にも国外的にも、政府の政策の基調となった。反共の刃は、華僑（タイは世界で華僑数の最も多い国家であり、彼等はタイの経済活動を支配する強力な存在である。こ

の華僑の存在が中共勢力の伸張に伴い、共産主義に対するタイの警戒心を強める一主要原因となっている。の一部と反対派の政治家、作家、青年将校等に向けられた。反共運動は、共産主義の陰謀を告発する広範な権限を与える反共法が可決され、共産主義者の大々的な検挙が行なわれた一九五二年の終りに最高潮に達した。

ピブーン、パオ、サリットの三角形構造は、内在的には不安定なものであった。パオとサリットは、ピブーンの後継者として当然に相争っており、軍指導層内部に権力闘争が生じていたのである。事態の進展と共に、パオとサリットはそれぞれの派閥構造の首領となっていた。パオは内務大臣、警察長官となって、サリットの下にある陸軍の支配に反対するグループを指導したが、その強圧的な警察権の行使とアヘン密貿易により、次第に民衆から反感を持たれていった。このサリット対パオの関係が、一九五七年九月一六日のクーデターとなるのである。

一九五五年、ピブーンは米英旅行から帰国すると直ちに、国民大衆に新民主主義時代の到来を告げた。政党登録のための法律、権力を地方に分散化するための法律等の民主化を企図する若干の法律が可決された。さらにピブーンは、総理大臣の記者会見といわゆるハイド・パーク構想すなわちバンコック中央公園における公開の政治論争の実施を表明した。ピブーンのかかる行動は、外遊による民主主義的体験に起因するものであるが、パオとサリットとの挾撃からの脱出を意図したものと考えられる。一九五七年初頭に予定されていた総選挙を期して、彼自身その姿勢を改めんとしたのである。ピブーンの意図は不成就に終わったが、ピブーンによる一九五五年のこの政治的変革は、タイ政治にきわめて多彩な活動の展開の年を加えた。二五を超える多数の政党が登録されたのであり、これらは次の四グループに大別しうるものであった。

① パオを書記長とするマナンカシラー自由党 (Seri Manangkhasila) に代表されるグループ。

② 政府中の個人を支持するが、政府それ自体を全体としては支持しない多数の政党。タンマチパット党(正義は力  
なりの意)はピブーンを支持し、国家民主党 (Chart Prachathipatai) はサリットを支持した。

③ アパイウォンを党首とする民主党 (Prachathipat)

④ 多数の左翼政党。これらの中で最も重要な政党は、自由民主党 (Seri Prachathipatai) とヒロノミスト党 (Sre-  
stakorn) である。この両党は、タイ東北部からの国会議員を中心に組織されており、社会主義戦線を形成する  
小政党と結び、政府の対外政策との戦いを指導した。

一九五六年、政治論議の自由の獲得に基づき、大衆の政治的発言が活発となった。これらの発言は新聞とハイド・  
パークの演説者によって指導されていた。選挙運動が進むにつれ、ピブーンとパオは民衆の支持を受けるべく前面に  
出てきたが、サリットは後方にとどまっていた。一九五七年二月二六日の総選挙の結果、与党マナンカシラー自由党  
は辛うじて多数党となり得たが(前議員の半数は落選した)、二重投票、開票にあたっての不正が摘発され、非難がた  
かまった。サリットの支持者達は民衆の非難に与した。新聞も攻撃を始め、民衆の怒りは強く、三月二日には激しい  
学生デモが起り、遂に政府をして非常事態を宣言せしめるに至った。サリットはこのような情勢を巧みに利用し、政  
府党と縁を切って、政権掌握への道をきりひらいたのである。彼は選挙の腐敗を宣言し、その浄化を約して、前面に  
現われてきた。しかし、サリットは、直ぐには、パオ派に対する直接的行動をとらず、パオを内務大臣とするピブ  
ーン内閣を発足させて自らは國務大臣の地位にとどまり全軍事機関を掌握していた。これは、民衆の不満が完全に表明  
されるまで時期の到来を待ったサリットの巧妙な作戦であったといわれる。

## (4) サリットの政権掌握とその後

一九五七年八月二〇日に閣僚の地位を辞してピブーンおよびパオと絶縁したサリットは、九月一六日に軍事クーデターを断行した。憲法は停止され、国会は解散された。ピブーンは国外に逃亡し、数日後にパオも亡命を許された。権力を握った軍部は、SEATOの事務総長であったポット・サラシン (Pote Sarasin) の下に暫定内閣を成立させ、一二月一五日に総選挙を実施した。サリットの暗黙の支持を得てクーデター前に出現した連合党が、民主党、社会主義戦線とぶつかった。軍人グループの勝利は既定の事実であり、民衆の関心は専ら選挙の運営に向けられた。選挙後、サリットは国家社会主義党という新党の結成を表明した。その意図は連合党員と新政府を支持すると思われる他党員を結合させることにあった。サリットは直属の部下タノム・キテイカチョーン (Thanom Kittikachorn) 将軍に組閣の任を与え、自身は病氣療養のためアメリカに渡った。しかし、タノム政府は種々の困難に直面し、権力の把握を弱めた。一つは財政問題であり、収入の不足により政府諸機関に対して満足な予算も組めなかった。他は政治問題であり、それは異質の者によって構成されていたという不統一性の故であった。新聞、野党の非難がたかまっていたのである。

危機の深まった一九五八年一〇月、タノム首相の要請に応じて、急拠サリットが帰国し、陸海空三軍、警察および文官から成る「革命団」を組織し、無血クーデターを敢行し、全組織を一擲して軍人独裁者として君臨した。戒厳令が布告され、議会の解散、憲法、政党法の廃止 (政党解散)、労働法の廃止 (労働組合解散)、左傾分子の逮捕、反政府系新聞社の閉鎖等々の非常措置がとられたのである。「革命団」は、これらの強硬措置について、近隣諸国からの共産主義の脅威の増大と国内共産主義者の活動の活発化に対応するための必要な手段として、前内閣の同意の下に行わ



れたものであることを発表した。

一九五九年一月、臨時憲法（後掲資料参照）が公布され、同年二月三日、国民議会としても機能する任命制の制憲議会が発足したが、その七五パーセントは軍人と警察官によって占められた。臨時憲法は、ドゴール、モハマット・アユブ・カーン政府の執行部優位の政治機構にヒントを得て起草されたものであり、国家の安全保障のための特殊権限等強大な権限を首相に付与したこと、政府閣僚は議会における投票権を持たず、行政権と立法権を厳格に分離したことを特色とする。（なお、一九六四年二月二十九日に二院制、閣僚の議員兼任の禁止、共産党の非合法化を規定する一三〇カ条から成る憲法草案が作成されたと伝えられるが、そのテキストは未発表である。）

同年二月九日に正式に首相の地位に就いたサリットは、経済発展政策の確立、推進に努めるとともに、臨時憲法第一七条に基づき共産分子に対し厳しい弾圧を加えた。外交面においても、アメリカの強力な支持の下に徹底した反共政策を遂行した。一九六三年一月二月にサリット首相が死去し、後を継いだタノム政権はサリットの反共政策を踏襲したが、ヴェトナム戦争の影響もあり、東北部（タイ東北部は高原地帯であるため他地方に比し貧困であり、またここに居住するラオス族はラオス国民と人種的に同種である。従って、中共政府に対する反対運動や分離運動が根強く行なわれていた地域であり、多くのプリーデー分子が発生し、左翼の活動の場となっていた地域である。）を中心とする各地に反政府活動が活発化し、また民政復帰を要求する旧政治家の動きもあり、六四年末にはクーデター未遂事件が発生し、数名の高級将校を含む軍人や警察官が逮捕された。このクーデター計画は、故サリット首相に近い立場にあった将軍と資本家グループによるものであったと伝えられている。更に、隣接国からの共産分子の潜入が活発化し、六五年一月には反米を標榜する「タイ愛国戦線」の組織化が発表され、南ヴェトナムの民族解放戦線は直ちにこの「タイ愛国戦線」に対する強力な

る支持を表明した。かかる状況に対応して、政府の東北部に対する警戒態勢とその反共政策は一層厳しさを加えていった。

(5) 反共政策における米国との軍事的連携

中華人民共和国の台頭以後、タイはアメリカの反共政策に全面的に協力、依存する態勢をとってきた。すなわち、タイは、一九五〇年にアメリカとの間に経済技術協力協定、軍事援助協定を締結し、五四年九月、SEATOの結成と同時に原加盟国としてこれに参加し、以来自由主義陣営の東南アジアにおける反共軍事体制の中核となってきた。SEATOの事務局をバンコックに招致し、積極的にSEATOを支持してきたが、ラオス情勢の緊迫化に伴う共産主義の脅威の増大に対し、SEATOが加盟国間の意見の不一致によりタイの主張するような強硬態度を取らなかつたことを不満とし、六一年頃その組織の強化を要求する一方、米国に対しタイ防衛の強化を求め、六二年三月、米国と軍事防衛援助強化に関する共同声明を発表し、タイに共産主義の侵略が発生した場合には、米国がSEATO加盟国の事前了解を得ることなく対抗行動をとるとの保障を獲得した。これにより米国との軍事的結びつきは一層強化されたが、今日、ヴェトナム情勢の緊迫化に伴い、タイ・米間の軍事的連携は更に強化への道を歩み続けている。

(資料)

タイ王国臨時憲法(一九五九年一月二八日)

プーミボン・アドウンヤデート (Phumiphon Adunyadet) 国王陛下は、畏くも、以下のことを知らしめ給う。

革命党党首は、仏暦二五〇一年（一九五八年）一〇月二〇日に権力の掌握に成功した後、仏暦二四九五年に改正された仏暦二四七五年タイ王国憲法の廃棄が、適正なる憲法を獲得し、旧憲法下におけるより、国政におけるより大なる改善を成し遂げんとする願いによって実現されたこと、を陛下に奏上した。

更に、この目的を達成するために、新憲法起草の任を負うにふさわしい構成員から成る憲法制定会議を設立することが、適當であると思なされているが、しかるに、かかる憲法の公布までは、当面の必要と状況に対処するために、臨時憲法を制定することが適切であると思われる。

かかるが故に、国王陛下は、これらの決議を認可し、革命党党首の提案に効力を与えるため、畏くも、左記の諸条項が、憲法制定会議により憲法が起草せられるまでの間、タイ王国の憲法として公布され施行されること、を命令し給う。

第一条 主権は、タイ国民から発する。

第二条 タイは、国家元首および国軍の最高指揮官としての国王を奉戴する単一・不可分の王国である。

第三条 国王は、神聖にして不可侵である。

第四条 国王の意思によって任免される九名以内の構成員から成る枢密院を設置する。

第五条 国王は、国民議会の助言と同意に基づき、法律を制定する。

国王の名において、大臣會議は行政権を行使し、裁判所は司法権を行使する。

第六条 立法権を付与せられた国民議會としても行為する憲法制定會議を設置する。

第七条 憲法制定會議は、国王により任命される二四〇名の議員から成る。

欠員が生じた場合には、国王は、その欠員を補充する任命を行う。

第八条 憲法制定會議の決定に従い、国王は、その議員中より、一名の議長および一名もしくはそれ以上の副議長を任命する。

第九条 第十条および第十一条の規定に従い、憲法制定會議は、法案および動議の提出、会期、審議ならびにその他の事項に関し、

議事規則を制定する権限を有する。

第十条 憲法制定会議が憲法の起草を完了した場合、同会議は、憲法草案が公布に先立って国王の署名を得るために、国王に提出することができるか否かを決議するため、国民議會を開くものとする。かかる会議において、憲法制定会議は、憲法草案に対して修正をしてはならない。

前項に記載された会議においては、総議員の四分の三以上の者が、定足数を構成するのに必要とされる。憲法の公布は、国民議會議長により副署されるものとする。

第十一条 国王の署名を得るために憲法草案を国王に提出することに賛成する憲法制定会議の過半数の投票が得られない場合、憲法制定会議は、現憲法の規定に従い、憲法を再起草するものとする。

第十二条 憲法制定会議における議員の発言は、事実の陳述、意見の表明もしくは投票のいずれであっても、絶対的な免責を享受する。いかなる訴追または告発も、かかる発言について、議員に対して、これを行うことができない。

かかる免責特権は、憲法制定会議の明白な命令により、会議の議事録の印刷および発行にも及ぶものとする。

第十三条 憲法制定会議の議員が、拘禁され若しくは抑留され又は刑事上の訴訟を提起された場合、憲法制定會議長の要求に基づき、当該議員は釈放され若しくは裁判は中止されるものとする。

第十四条 国王は、総理大臣および国政に責任を負う大臣會議を構成する適當数の大臣を任命する。

総理大臣および大臣は、事実の陳述または意見を表明するために、国民議會に出席する権利を有する。但し、投票権はこれをもたない。

第十五条 国王は、大臣を罷免する権限を有する。

第十六条 大臣會議が組織される以前においては、革命党党首が、大臣會議および総理大臣の任務を遂行する。

第十七条 本憲法の効力を有する間は、総理大臣が、その出所が国内であると国外であるとを問わず、国家の安全もしくは王位を危くし或いは法と秩序を顛覆し若しくは脅かす行動を、抑圧または鎮圧する目的のために、必要とみなす場合はいつでも、大臣會議の決定により、状況に応じて命令を發し若しくは措置を講ずる権限を有する。かかる命令もしくは措置は、合法的なもの

みなされる。

前項の規定に従い、総理大臣が発したすべての命令および措置は、国民議会に知らされなければならない。

第十八条 国事に関するすべての法律、勅命は、総理大臣または一大臣が副署するものとする。

総理大臣の任命は、国民議会議長が副署するものとする。

第十九条 裁判官は、法律に従って審理を行い、判決を下すにあたっては、独立である。

第二十条 本憲法の特定条項が適用されない事例の場合においては、タイの民主的立憲的慣習に基づき、決定が行われる。

国民議会の所管事項に関する問題について疑義が生じた場合または大臣会議が決定を国民議会に委ねた場合においては、国民議会が当該問題を決定する。

副署

革命党指導者

元帥 サリット・タナラット

## 参考文献

- The Rise and Fall of Western Colonialism, Stewart C. Easton, 1965.
- Thailand-An Introduction to Modern Siam, Noel F. Busch, 1959.
- Thailand-its people its society its culture, edited by Thomas Fitzsimmons, 1958.
- Politics in Thailand, David A. Wilson, 1962.
- Thailand-Facts and Figures, Department of Technical and Economic Cooperation, Ministry of National Development, Bangkok, Thailand, 1965.
- Governments and Politics of Southeast Asia, 2nd edition, edited by George McTurnan Kahin, 1965.
- Some Aspects of Siamese Politics, Jhon Coast, 1953.

Informations Constitutionnelles et Parlementaires, 3<sup>e</sup> Série-N<sup>o</sup> 40, 1<sup>re</sup> Association des Secretaires Generaux des Parlements, Politics in Southern Asia, edited by Saul Rose, Oxford 1963. (邦訳「東南アジアの政治」岸 幸一監訳、紀伊国屋書店)。  
世界の現勢、「現代」別巻一、岩波書店。